

令和6年度宮崎（県北地域）の強みを生かした誘客事業業務委託仕様書

1 業務の名称

令和6年度宮崎（県北地域）の強みを生かした誘客事業

2 業務の目的

地域の観光事業者と連携し、神話をはじめ、自然や食、スポーツといった本県の強みを生かした新たな誘客対策を実施することにより、本県観光の着実な再生と更なる活性化を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 誘客事業業務

ア テーマの選択

宮崎の強みである「食」、「スポーツ」、「自然」、「森林」、「神話」の5つの中から1つ以上選択し、事業テーマを作成すること。

イ ターゲットの設定

当事業の実施にあたり、上記本県の強みや自社の強みを考慮して、本県へ誘客する地域や年齢等のターゲットを明確化すること。

ウ 誘客事業の実施

県北地域の市町村（延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）のいずれかの観光地等を中心に、宮崎の強みを生かし、その地域の周遊や滞在につながる観光コンテンツの企画・造成・プロモーションなどを行い、県内外観光客の来訪意欲を醸成するとともに、本県観光の着実な再生と更なる活性化に繋がる誘客事業を行うこと。

具体的な観光コンテンツ造成の内容は以下のとおりであるが、さらに、本業務の委託費用の範囲内で、これ以外に効果を得られると考える企画がある場合は、上記ア及びイに沿った形で積極的に提案すること。

(ア) 周遊や滞在につながる観光コンテンツの企画・造成

- ・ 観光コンテンツ実施事業者と連携して、その地域の周遊や滞在につながる着地型の観光コンテンツを企画・造成すること。
- ・ 実施期間については、1日のみ又は中長期間のもの（イベントを含む。）であることを問わないが、最終的に県の下承を得た上で決定すること。
- ・ 委託事業終了後も地域や受注者等において継続して実施できる仕組みづくりを行うこと。

(イ) 造成した観光コンテンツを核としたツアーの企画・造成

- ・ 上記(ア)で造成した観光コンテンツを核として、宿泊や飲食等を付加した着地型の旅行商品を企画・造成すること（団体・個人は問わない）。

(ウ) 造成したツアーの販売・催行

- ・ 上記(イ)で造成したツアーを販売及び催行すること。
- ・ ツアー催行に当たり発生する経費は、参加者からツアー料金として徴収すること。

(エ) 安全管理

- ・ 参加者及び関係者の安全確保に努めること。
- ・ ツアー催行に際し予め想定される危険性は、参加者へ説明を行い、同意を得た上で参加させること。
- ・ ツアー催行中に事故等が発生した場合は、受託者及び観光コンテンツ実施事業者の責により解決すること。

(オ) プロモーション等業務

- ・ 上記(ア)～(イ)で造成した観光コンテンツやツアーへの誘客のため、設定したターゲットに対して最も効果的な手法を通じてPRすること。
- ・ 活用するPRツールについて、広告表示回数やクリック率等のKPIを設定すること。

(カ) 調査・分析

- ・ 本事業の実施による誘客効果や関連消費等について調査・分析すること。

(キ) 留意事項

- ・ 自治体等関係機関との連携を密に図ること。
- ・ ツアー参加者や関係事業者等との調整及び問合せ対応は受託者により行うこと。
- ・ 関係法令を遵守すること。

(2) 実績報告業務

ア 実績報告

- ・ 事業の完了に合わせて実績報告を行うこと。
- ・ 各事業の誘客効果・実績を定量的、定性的に把握できるようにすること。

イ 実績報告に加える内容

- ・ 広告を閲覧した者について、個人を特定しない範囲で「属性（エリア・年代・性別等）」を調査すること。
- ・ 上記3(1)ウの(カ)で実施した調査分析の結果を記載すること。
- ・ 今後の宮崎県の観光誘客推進へ効果的な情報を提供すること。

(3) その他

- ・ 受託後、速やかに事業スケジュールを作成し、県と協議の上、事業を実施すること。
- ・ 進捗状況については、随時、県へ報告すること。

4 委託業務に関する経費の管理等

(1) 次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に甲に協議の上、了解を得たものについては、この限りでない。

- ① 会議等での食糧費
- ② 団体等へ加入するための負担金
- ③ 租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）

(2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

- ・ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

5 成果物の提出

- (1) 業務実施報告書 1部
- (2) プロモーションに活用した素材等
- (3) 上記(1)(2)を含んだCD-ROM (1枚)

6 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、宮崎県観光推進課と協議の上、決定すること。
- (2) 本事業で得られた情報等については、宮崎県観光推進課の許可なくして流用してはならない。
- (3) 事業内容の詳細については、企画提案により受託業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。
- (4) 履行期限にかかわらず、事業実施後速やかに事業の概要について報告すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。